

【令和5年度からの手話講座案内について】

毎年郵送にて講座の案内を送付しておりましたが、令和5年度以降は郵送を廃止させていただきます。

令和5年度開講の講座案内については、下記ホームページでお知らせいたしますので、各自確認の上お申し込みいただくことになります。

※福井県聴覚障がい者センターホームページ URL <http://fukui-deaf.jp/>

今後とも、よろしくお願いたします。

令和4年4月1日（社福）福井県聴覚障がい者協会

— 講座受講条件 —

◆手話奉仕員養成講座◆

レベルアップ *選考試験（面接）有り

- ・手話奉仕員養成基礎課程修了者及び同等の技能を有していると認められる方
- ・全国手話検定試験4級を有する人
- ・レベルアップ講座未修了者

◆手話通訳者養成講座◆

<共通>

- ・手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
- ・手話通訳者養成講座全課程（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）修了後に通訳者登録試験を受け、合格者は福井県内において通訳活動が可能な者

手話通訳Ⅰ *選考試験（面接）有り

- ・手話奉仕員養成基礎課程修了者及び同等の技能を有していると認められる方

手話通訳Ⅱ

- ・手話通訳Ⅰ修了者

手話通訳Ⅲ

- ・手話通訳Ⅱ修了者

ステップアップ

- ・通訳者養成講座全課程修了者及び同等の技能を有していると認められる方
- ・受講年度の通訳者全国統一試験を必ず受験すること